

平成 3 1 年第 1 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その 8）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 号 竹山修身市長に対する不信任決議……………	3
議員提出議案第 2 号 竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議……………	7
議員提出議案第 3 号 平成 31 年度における竹山修身市長の政治資金問題 調査特別委員会の調査経費についての決議……………	1 1
議員提出議案第 4 号 竹山修身市長に対する問責決議……………	1 5
議員提出議案第 5 号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例……………	1 9
議員提出議案第 6 号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを 進める意見書……………	2 3
議員提出議案第 7 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の 推進を求める意見書……………	2 4
議員提出議案第 8 号 UR 賃貸住宅ストックの活用を求める意見書……………	2 5
議員提出議案第 9 号 大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスでの存続を 求める意見書……………	2 9
議員提出議案第 10 号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞決議……………	3 3
議員提出議案第 11 号 放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書……………	3 7
議員提出議案第 12 号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書……………	4 1
議員提出議案第 13 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書……………	4 5
参考資料	
条例関係新旧対照表……………	4 7

平成31年3月12日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員
同
同
同
同
同

西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
池田克史
水入上成彰

堺市議会議員
同
同
同
同

伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号 竹山修身市長に対する不信任決議

理由

地方自治法第178条の規定により市長の不信任を議決するために、本議案を提案するものである。

竹山修身市長に対する不信任決議

竹山修身市長は、その政治団体の政治資金に関する収支報告書をめぐる問題について、不祥事案を起こし、市民に不安と市政への強い不信感を抱かせる事態に陥っている。

この事案は、堺市長としての名誉を毀損し、その権威を大きく失墜させ、本市議会はもとより堺市全体を大きな混乱に陥れ、市政運営に停滞を生じさせている。この責任は重大である。

よって、本市議会は、本市の名誉を毀損し、市民の市政に対する信頼を損なった竹山修身市長を信任することができないので、地方自治法第178条の規定により不信任を決議するものである。

平成31年3月14日

堺市議会

平成31年3月12日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
池田克史
水ノ上成彰

堺市議会議員

同
同
同
同
同

伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第2号 竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条第1項の規定により、本市議会に竹山修身市長の政治資金問題調査特別委員会を設置するとともに、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を同委員会に委任するため、本議案を提案するのである。

竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議

1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

竹山修身市長の政治資金問題に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条第1項の規定により委員13人からなる竹山修身市長の政治資金問題調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置して、これに委託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。

4. 調査期限

特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、500,000円以内とする。

平成31年3月12日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

西川知巳
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
池田克史
水ノ上成彰

堺市議会議員

同
同
同
同
同

伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第3号 平成31年度における竹山修身市長の政治資金問題調査特別委員会の
調査経費についての決議

理由

本定例会において議決した「竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議」第5項の調査経費について、平成31年度の調査経費を提案するものである。

**平成31年度における竹山修身市長の政治資金問題
調査特別委員会の調査経費についての決議**

平成31年度における竹山修身市長の政治資金問題調査特別委員会の調査に要する経費は、5
00,000円以内とする。

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

信田 貴良 太子
田 代 優 子
渕 上 猛 志
森 田 晃 一
野 村 友 昭
池 側 昌 男
裏 山 正 利
木 畑 京 匡
石 本 秀 子
池 尻 昭 樹
西 村 幸 三
榎 本 敏 子
吉 川 卓 文
星 原 一 次
大 毛 郎 郎
森 賴 信

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

平大 田大 大士
長谷 林 健 二
岡 川 俊 英
西 井 良 勤
田 川 和 平
西 渕 哲 夫
小 堀 清 史
乾 里 恵 次
野 山 文 子
成 本 清 盛
宮 山 恵 司
松 本 光 子
吉 川 治
米 谷 守
城 文 克
勝 行

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第4号 竹山修身市長に対する問責決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

竹山修身市長に対する問責決議

平成31年2月6日の報道による竹山修身市長の後援会等政治団体の政治資金に関する収支報告書の記載漏れの指摘に端を発し、竹山修身市長は、政治資金規正法に定められている、自身の政治団体の政治資金に関する収支報告において、次々と記載漏れ等が明らかになった。

このことに対して、その後の竹山修身市長の情報発信対応も遅延したことによって、大きく本件不祥事案がそのまま流布、拡散することとなり、堺市民に市政への強い不信感を抱かせる事態に陥ってしまった。

この事態に際し、本市議会は、平成31年度予算各議案の審議審査という最重要の定例会にあるにもかかわらず、議会運営委員会、大綱質疑、議員総会と、貴重極まりない審議時間を割かざるをえない結果となった。加えて、市民が納得できる説明がなされておらず、政治家として、市長としての説明責任を果たしていないと判断せざるをえない。

これら不祥事により、竹山修身市長は、政令指定都市堺市の首長としての堺市長の名誉を損ない、高潔無比であるべき本市市長の権威を大きく失墜させ、堺市全体を大きな混乱に陥れてしまった。この責任は重大である。

よって、本市議会は、竹山修身市長が自らの失態を深く認識し、猛省することを求めるとともに、直ちに最適な行動をとることを求め、ここに竹山修身市長に対し、その責任を強く問うべく決議するものである。

平成31年3月14日

堺市議会

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

信田 貴代 良優 太子
田 上 優 志
渚 田 猛 一
森 田 晃 昭
野 村 友 男
池 側 昌 利
裏 山 正 匡
木 畑 京 子
石 本 秀 樹
池 尻 昭 三
西 村 幸 子
榎 本 敏 文
吉 川 卓 次
星 原 一 郎
大 毛 郎 信
森

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

平大 田林 大健 士二
長谷 川 俊 英
岡 井 良 勤
西 川 和 平
田 渚 良 夫
西 堀 哲 史
小 堀 清 次
乾 里 恵 美
野 山 文 子
成 本 清 盛
宮 山 恵 司
松 本 光 子
吉 川 治
米 谷 守
城 文 克
勝 行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第5号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づく議会議員の期末手当について、平成31年以降の6月期の支給割合を100分の212.5から100分の220に、同年以降の12月期の支給割合を100分の227.5から100分の220に改めるために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5」を「100 分の 220」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

己司士二浩樹史平夫史次也文樹三子文次郎
知泰大健幸征貴良和哲清達敏秀昭幸敏卓十一
川場田林谷田関川渕堀宅田尻村本川原毛
西札平大青黒井西田西小三米池西榎吉星大

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

二太子志一延昭男利匡一史彰盛司子治守克
精良優猛慎浩友昌正太克成文清惠光文
丸貴代上場田村側山畑村田上里山本本川谷
豆信田渚的西野池裏木上池水野成宮松吉米

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 議員提出議案第6号 | 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書 |
| 議員提出議案第7号 | 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書 |
| 議員提出議案第8号 | UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書

生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されているまだ食べることができる食品、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに2000年度比で半減させることをめざしているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
環境大臣	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と 健康管理の推進を求める意見書

妊婦の外来診療については、胎児への影響に注意して薬を選択するなど、妊娠の継続や胎児に配慮した診療が必要であること、また、妊婦にとって頻度の高い合併症や、診断が困難な疾患を念頭に配慮した診療が必要である。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関も存在している。これらのことから妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		

UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書

都市再生機構（UR）の賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成 31 年度予算案には 20 年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

さらに、平成 31 年度からは「UR 賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が始まる。

そこで、UR 賃貸住宅団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まいとまちとなるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 2033 年度までに 250 団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
2. 団地機能の多様化に伴い高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
3. 健康寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
4. UR 賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 14 日

堺 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	各 宛
総 務 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

信田 貴代 良優 太子
田 上 猛 志
渚 田 晃 一
森 村 友 昭
野 側 昌 男
池 山 正 利
裏 畑 正 匡
木 本 京 子
石 尻 秀 樹
池 村 昭 三
西 本 幸 子
榎 川 敏 文
吉 本 卓 次
星 川 一 郎
大 原 十 郎
森 毛 頼 信

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

平 田 大 士
大 林 健 二
長 谷 俊 英
岡 川 良 勤
西 井 和 平
田 川 良 夫
西 渚 哲 史
小 堀 清 次
乾 里 文 美
野 山 文 盛
成 本 清 司
宮 本 恵 子
松 本 光 治
吉 川 恵 守
米 谷 文 克
城 勝 行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第9号 大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスでの存続を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスでの存続を求める意見書

大阪府立大学と大阪市立大学を運営する公立大学法人を統合し新法人を新設する議案が、平成 29 年 11 月 8 日に大阪府議会で、平成 30 年 2 月 23 日には大阪市会で、それぞれ可決された。この結果、両大学は、平成 31 年 4 月より新法人による運営に移行することとなる。

これまで、副首都推進本部会議などで行われてきた議論では、法人統合後、大阪府立大学と大阪市立大学も統合し、一つの新大学を設置することが前提とされている。

また、平成 30 年 2 月の大阪市会において吉村洋文大阪市長は「府大と市大の統合にあたってはキャンパスの分散化を避ける必要がある」「同種の学部・学域は集約を検討する」「新キャンパスの建設費用は、既存キャンパスの土地の売却益等を財源とする」方針である旨の発言を行った。

言うまでもなく、公立大学はそれぞれの地域における知識の集積場であり、まちづくり、産業・商業の振興、地域活動などの複合的な拠点として非常に重要な都市機能である。

特に大阪府立大学は、その設立の理念、経緯、沿革などから堺市との関係が深く、これまで堺市の発展に大きな恩恵をもたらしてきた都市と地域にとって不可欠な施設である。

先の吉村大阪市長の発言について、大阪府議会で問われた大阪府の担当者は「内容を認識しておらず、この間、キャンパス再編の具体化については、両大学、府市の間では検討を行っていない」「新大学のキャンパスについては、中長期的な視点から、既存キャンパスと都心キャンパスの再編整備について検討を進める」と答弁しているが、今後の検討に当たっては、法人統合後も大学の統合やキャンパス、学部・学域の集約化を行うことなく、大阪府立大学を現在の中百舌鳥キャンパスで存続させることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 14 日

堺 市 議 会

大 阪 府 知 事 宛

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同同同同同同同同同同同同同同同同

己司士英一延昭男匡一史彰盛守克
知泰大俊慎浩友昌太克成文文
川場田川場田村側畑村田上里川谷
西札平長の西野池木上池水野吉米

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

二太志浩樹史平史次也文樹三郎
精良猛幸征貴良哲清達敏秀昭十
丸貴上谷田関川堀宅田尻村毛
豆信瀨青黒井西西小三米池西大

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第10号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本議案を提案するものである。

天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞決議

天皇陛下におかせられましたは、めでたく御即位三十年をお迎えになりましたことは、堺市民のひとしく慶賀にたえないところであります。

ここに堺市議会は、市民を代表して謹んで慶祝の誠を表します。

以上、決議する。

平成31年3月14日

堺市議会

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

田代優子
森田晃一
石川和夫
成山京子
宮本清司
松本恵子
森本光治
森本頼信

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

大岡林健二
岡井山正勤
裏乾正恵美
榎本幸子
吉川敏文
星原卓次
城勝行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第11号 放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後等に児童厚生施設等を利用し安全で安心な生活ができるよう、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、児童の安全・安心を確保するためには、児童を見守る職員の配置体制が万全である必要がある。

国においては、配置する職員について、保護者・支援員をはじめとした学童保育関係者が指導員配置基準を求めてきたことにより、人数と資質に係る最低基準が設けられている。この基準は、市町村が放課後児童健全育成事業に関する条例を定める際の「従うべき基準」とされている。一方で、内閣府と厚生労働省は、指導員不足を理由に通常国会で児童福祉法を改正し、同法に基づいて厚生労働省令で定める「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に移行する方針を示している。

保護者からは、放課後児童健全育成事業における子どもの安全性や十分な質の確保が重要であるとの声が多く寄せられている。

よって国においては、放課後児童支援員の適正な配置及び資質向上や児童の安全性の確保等十分な質の担保のため、引き続き財政的な支援や研修の機会等、必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		

平成31年3月12日

堺市議会議長
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

己司士二浩樹史平夫史次也文樹三子文次郎
知泰大健幸征貴良和哲清達敏秀昭幸敏卓十
川場田林谷田関川洑堀宅田尻村本川原毛
西札平大青黒井西田西小三米池西榎吉星大

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

二太子志一延昭男利匡一史彰盛司子治守克
精良優猛慎浩友昌正太克成文清惠光文
丸貴代上場田村側山畑村田上里山本本川谷
豆信田渚的西野池裏木上池水野成宮松吉米

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第12号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

政府は2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現をめざす目標を掲げている。そのような中、2012年に4,497億円だった輸出額は2017年には8,071億円と順調に推移しており、直近の2018年の輸出額も目標の1兆円に限りなく近づくものと期待されている。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要がある。

そのため、2016年に政府がとりまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるべく、政府においては下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

1. 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
2. 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
3. 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日

堺市議会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
外務大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	

平成31年3月12日

堺市議会議員
山口典子様

提出者

堺市議会議員
同
同

森田晃一
石本京子
森頼信

堺市議会議員
同
同

岡井勤
乾恵美子
城勝行

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第13号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は、440兆円以上に増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少している。

一方、厚生労働省の毎月勤労統計調査の不正発覚により、政府の「経済は緩やかに上昇」という判断の根拠が崩れた。雇用保険や労災保険の給付額が、不当に削減されるなどの被害が2,000万人以上に及んでいる。

2018年の改訂による地域別最低賃金は、最も高い東京で985円、大阪府では936円、最も低い地方は761円である。これでは毎日フルタイムで働いても手取り月11万円から14万円にしかない。

日本国憲法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は保障されない。

さらに最低賃金の地域間格差は、224円と広がった。この格差が労働力の地方からの流出と地方の高齢化の加速を招き、地域経済を疲弊させる要因となっている。

地域経済再生のためにも、最低賃金の地域間格差の是正と大幅な引き上げが必要である。

安倍首相は、「毎年3%程度の引き上げで、加重平均で1,000円をめざす」としているが、年3%の引き上げでは、2010年の「雇用戦略対話」での政労使3者合意「できる限り早期に全国最低800円確保。2020年までに全国平均1,000円以上をめざす」は、不可能である。今、実現すべきは、全国一律1,000円以上の引き上げや、中小企業の助成、融資や仕事起こしなど単価改善につながる施策を拡充することである。

景気刺激策としても、公正取引の観点からも最低賃金の引き上げ、地域間格差の解消、中小企業支援策の拡充を強く国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年3月14日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		

参考資料

条例関係新旧対照表

＜議員提出議案第5号 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(議会議員の期末手当) 第6条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得る額とする。この場合において「任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び職した議会議員となつたものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間に	(議会議員の期末手当) 第6条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、<u>100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得る額とする。この場合において「任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となつたものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあつたものとみなして計算する。</u>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略) 附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その8)

平成31年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-18-0049
